

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年四月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年四月二十一日

埼玉県本庄県土整備事務所長 伊藤 正 経

<p>路線名</p>	<p>一般国道四百六十二号</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>児玉郡神川町大字二ノ宮字神戸七〇 三番二地先から同郡同町大字二ノ宮 字元森六九二番三地先まで（ただし、 関係図面に表示する部分に限る。）</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和八年四月二十一日</p>
<p>備考</p>	<p>令和八年四月二十一日付け 埼玉県本庄県土整備事務所 長告示第四号で告示した道 路予定区域の一部供用開始 である。延長三三九・五八メ ートル</p>